

誓 約 書

当社（私）は、この播磨町入札参加資格審査申請に当たり、播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 13 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、貴町が必要と認めた場合には、求めに応じ速やかに役員等名簿を提出するとともに、この誓約書の写し及び役員等名簿の情報を兵庫県加古川警察署長（以下「加古川警察署長」という。）に提供すること並びに加古川警察署長に下記 1 に関して照会を行うことについて同意し、加古川警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は貴町関係組織に提供することについて同意します。

記

誓約事項

- 1 次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団
 - イ 条例第 2 条第 2 号で規定する暴力団員
 - ウ 町契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年要綱第 45 号）別表 2 から 4 で規定する事業者
- 2 暴力団等からの妨害その他不当要求を受けたときには、貴町に報告し、かつ、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

令和 年 月 日

播 磨 町 長 様

住 所
(所在地)
氏 名
〔 法人名 〕
代表者名

印
(印鑑登録印)

播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 13 号） 抜粋

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(以下略)

町契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年要綱第 45 号） 抜粋

別表

2	暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条第 2 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
3	暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
4	次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (1)自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 (2)暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 (3)前 2 号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） 抜粋

(定義)

第 2 条

- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

…略…

- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

…略…

(暴力的要求行為の禁止)

第 9 条

21

- ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

(以下略)